

事業者排出量削減報告書

(宛先) 京都府知事		平成26年7月29日					
住所(法人にあっては、主たる事務所の所在地) 東京都千代田区九段南1-1-10 九段合同庁舎		氏名(法人にあっては、名称及び代表者の氏名) 国家公務員共済組合連合会 理事長 尾原 榮夫					
主たる業種	長期給付事業・福祉事業					細分類番号 8151111	
事業者の区分	<input checked="" type="checkbox"/> 第12条第1項第1号 <input type="checkbox"/> 第12条第1項第2号又は第3号 <input type="checkbox"/> 第12条第1項第4号						
計画期間	平成23年4月から平成26年3月まで						
基本方針	平成25年度までに京都府内の事業所において、設備更新時等には高効率な設備へ更新し、基準年度比、3%の削減を目指す。						
計画を推進するための体制	本部にエネルギー統括責任者及び企画推進者を選任し、省エネルギー及び温室効果ガス削減を目的に事業者全体で取り組む。						
温室効果ガスの排出の量	温室効果ガスの排出の量	基準年度(22)年度	第1年度(23)年度	第2年度(24)年度	第3年度(25)年度	増減率	
	事業活動に伴う排出の量	4,511.3トン	4,347.6トン	4,152.6トン	4,505.5トン	-3.9 パーセント	
	評価の対象となる排出の量	4,511.3トン	4,347.6トン	4,152.6トン	4,505.5トン	-3.9 パーセント	
原単位当たりの温室効果ガス排出量等	実績に対する自己評価 (病院) 省エネルギー運転、高効率機器の更新に努めた。しかしながら病院改修工事中のため、使用するエネルギーが増加した。 (ホテル) 熱源冷温水発生機やパブリック空調機のタイムスケジュールによる運転を意図的に短縮を試みた。						
	事業の用に供する建築物の用途	原単位の指標	基準年度(22)年度	第1年度(23)年度	第2年度(24)年度	第3年度(25)年度	増減率
	病院、老健施設、ホテル	事業活動に伴う排出の量 (延床面積/m ² ÷1000)	126.86	122.25	116.77	128.82	-3.35 パーセント
		事業活動に伴う排出の量 ()					パーセント
	実績に対する自己評価 平成25年度までに京都府内の事業所において、設備更新時等には高効率な設備へ更新し、基準年度比、3%の削減目標に省エネルギー活動を推進してきたが、病院の改修工事(H27.1竣工予定)によるエネルギー消費が増えてしまったことが増加の要因となった。						
	重点的に実施する取組の実施状況	基準年度(22)年度	第1年度(23)年度	第2年度(24)年度	第3年度(25)年度	備考	
	59.0 パーセント	73.0 パーセント	73.0 パーセント	76.0 パーセント			
具体的な取組及び措置の内容	(23)年度	空調温度設定・館内照度の適正管理、従業員へ意識啓発・教育の継続実施。					
	(24)年度	空調温度設定・館内照度の適正管理、従業員へ意識啓発・教育の継続実施。					
	(25)年度	空調温度設定・館内照度の適正管理、従業員へ意識啓発・教育の継続実施。					
通勤における自己の自動車等を使用することを控えさせるために実施した措置	措置の内容	各職員への公共交通機関利用の推進を図った。					
	上記の措置を実施した結果に対する自己評価	(病院・老健) この地域では、全く公共交通機関がない地域や、本数や路線も少ない状況であり、また昼夜を問わず不規則な勤務の職員も多く、現段階で実施するのは困難である。 (ホテル) 各個人が自家用車を利用しないことにより排出ガスの削減を促進させられた。					
森林の保全及び整備、再生可能エネルギーの利用その他の地球温暖化対策により削減した量	区分	第1年度(23)年度	第2年度(24)年度	第3年度(25)年度	備考		
	森林の保全及び整備によるもの	トン	0.0トン	0.0トン			
	府内産の木材の利用によるもの	トン	0.0トン	0.0トン			
	再生可能エネルギーを利用した電力又は熱の供給によるもの	トン	0.0トン	0.0トン			
	グリーン電力証書等の購入による <small>電気効率の高い電力の購入による 電気効率の高い電力の購入による</small>	トン	0.0トン	0.0トン			
	合計	0.0トン	0.0トン	0.0トン			
地球温暖化対策に資する社会貢献活動	特になし。						
特記事項	エネルギー転換による二酸化炭素削減を目指し、計画を実施していく。						

注 1 該当する□には、レ印を記入してください。特定事業者以外で自主参加される事業者の方は、レ印の記入は不要です。

2 「細分類番号」とは、統計法(平成19年法律第53号)第2条第9項に規定する統計基準である日本標準産業分類の細分類番号をいいます。

3 「基準年度」とは、計画期間の前年度又は計画期間の前の3年度の事業活動に伴う排出の量又は原単位の数値の平均をいいます。

4 「増減率」とは、基準年度と比較した計画期間の平均の増加又は減少の割合をいいます。